

多文化共生の潮流と 福井県に期待される今後の取り組み

NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会
代表理事 土井佳彦

「多文化共生」とは？



博士論文

多文化共生教育の再構築のために —マジョリティの変容をめざす実践に着目して—

(To reconstruct education on multicultural coexistence
— Focusing on the practice aiming at transformation of the majority)

2021 年 6 月

横浜国立大学大学院
都市イノベーション学府博士課程後期

山根 俊彦

【2章表2】「多文化共生」「多文化共生教育」使用年表

(★は本文で触れたもの)

年	「多文化共生」	「多文化共生教育」	<類語> 「多民族・多文化の共生」「多民族共生社会」「民族共生」等
1990	★今村『永遠の「双子の目標」—多文化共生の社会と教育』		★カラバオの会「多民族・多文化の豊かな共生の地」
1991			★横浜市教委「民族共生の教育をめざして」 ★川崎・おおひん地区「共生の街づくり」
1992	★岡村「多文化共生を旨として一地域に暮らす外国人を理解するために」 ★民族差別と闘う大阪連絡協議会「人権を基盤とした多文化共生社会をめざして」	★民族差別と闘う大阪連絡協議会「多文化共生社会を作るための多文化共生教育」 ★大阪の教育組織のスローガン「多文化共生教育」	・アジア太平洋資料センター『オルタ』創刊号「多民族共生社会」 ・全朝教東京大会「民族共生の教育をめざして」
1993	★毎日新聞（1月12日）「多文化共生」 ★ふれあい館民族文化講座「多文化共生社会をめざして」（10月～12月） ★朝日新聞（12月17日）「多文化共生の街づくり」		★川崎新時代2010プラン「民族文化にふれあえる共生のまちづくり」
1994		★石垣・斎藤「大学における『多文化共生教育』の課題」	★神奈川人権センター『多民族・多文化・共生』 ★「民族共生教育をめざす東京連絡会」結成 ★神奈川県在日外国人にかかわる教育研究協議会『民族共生の教育を拓こう』
1995	★大阪「多文化共生センター」の設立		
1996	・川崎市外国人市民代表者会議「多文化共生の街づくり」 ★神奈川高教組教研集会「多文化共生」がテーマ	★大阪府外教「多文化共生教育の展開」 ★全朝教セミナー「多文化共生教育を考えるシンポジウム」	
1997	★東京・考える会、会の名称に「多文化共生をめざす」を冠する		
1998	★川崎市在日外国人教育基本方針「多文化共生社会をめざして」が副題に	★「多文化共生教育ネットワークかながわ」設立	

(諸資料から筆者作成)



外国人集住都市会議(2001年～)

●設立趣旨

外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくこと。

こうした諸活動を通じて、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に**必要不可欠な外国人との地域共生の確立**をめざしていく。

●会員都市

* 2025年4月1日現在、()内の数字は加入年度(平成)

群馬県	太田市(13)、大泉町(13)、伊勢崎市(13→R5)
長野県	飯田市(13)、上田市(17)
静岡県	浜松市(13)
愛知県	豊田市(13)、小牧市(19)
三重県	鈴鹿市(13)
岡山県	総社市(22)

計10都市

●事業内容

- ①会員間の連絡調整及び諸**会議の開催**
- ②外国人住民に関する施策に関する**調査研究**
- ③国、都道府県、経済界等に対する**政策提言**

(退会)

豊橋市、西尾市、岡崎市、知立市、可児市、大垣市、
美濃加茂市、磐田市、湖西市、富士市、袋井市、掛川市、
菊川市、伊賀市、愛荘町、長浜市、甲賀市、湖南市、
四日市市、津市、亀山市



●設置目的

日系ブラジル人が多数居住する県市が一致協力して、多文化共生社会の形成に向けて総合的かつ効果的な取組を進めること

平成16年3月 設置(群馬県、岐阜県、静岡県、三重県、愛知県、名古屋市)

平成19年4月 長野県参加

平成20年4月 滋賀県参加

●組織体制

群馬県(生活文化部国際課)、長野県(人権・男女共同参画課)、岐阜県(総合企画部国際課)

静岡県(県民部多文化共生室)、愛知県(地域振興部国際課多文化共生推進室)

三重県(生活・文化部国際室)、滋賀県(商工観光労働部国際課)、名古屋市(市長室国際交流課)

計7県1市

●主な役割

①効果的な施策を行うため、**施策情報及び意見の交換**

②連携することで効果が高まる**事業の協働実施**

③関連する法制度の理解を高め、**創設・改正すべき点の検討**

●これまでの主な取組(国への要望・提言)

平成17～26年度 年に2,3回

平成27年度～ 年に1回



日本人も外国人も安心して生活できる多文化共生の社会が形成されることを切に希望する。

「外国人受け入れ問題に関する提言」の概要

2004年4月14日
日本経団連

<基本理念>

新ビジョン『活力と魅力溢れる日本を目指して』
～「多様性のダイナミズム」と「共感と信頼」の具現化～

国際的な高度人材
獲得競争の激化

総人口減少の“埋め合わせ”としてではなく、多様性のダイナミズムを活かし、国民一人ひとりの“付加価値創造力”を高めていく、そのプロセスに外国人がもつ力を活かすために、総合的な受け入れ施策を提案

少子化・高齢化など
経済社会構造の変化

<外国人受け入れの三原則>

1. 質と量の両面で十分にコントロールされた秩序ある受け入れ

2. 外国人の人権と尊厳が擁護された受け入れ

3. 受け入れ側、送り出し側双方にとってメリットある受け入れ

<具体的な提案>

日本企業における雇用契約、 人事制度改革

- ・異文化シナジーを生み出す異文化経営
- ・外国人受け入れに向けた社内意識、社内システムの改革
- ・外国人が働きがいを感じる仕事と処遇の提供

国と地方自治体が一体となった 整合性ある施策の推進

- ・「外国人受け入れ問題本部」、「特命担当大臣」の設置
- ・将来的には、「外国人庁」の創設、「外国人受け入れに関する基本法」の制定の検討
- ・「外国人雇用法」制定による入国後の就労管理の実施

専門的・技術的分野における 受け入れの円滑化

- ・要件緩和、年数拡大など留資格制度の見直し、手続きの簡素化・迅速化・透明性の確保
- ・社会保障協定の早期締結
- ・高度人材定住のため日本版グリーンカードの創設

留学生の質的向上と 日本国内における就職の促進

- ・魅力的な大学教育プログラムの構築
- ・奨学金の充実など生活支援の充実
- ・内外における日本語教育の充実
- ・国内における就職の促進（1年間のインターンシップ）

将来的に労働力の不足が予想される 分野での受け入れ

- ・①在留資格の見直し等による要件・人数・期間の明確化、②二国間協定を通じた公的機関等による送り出し・受け入れ体制の確立
- ・看護・介護分野での受け入れ（教育・資格取得支援）

外国人研修・技能実習制度の改善

- ・受け入れ機関の不正行為に対する処分内容の強化（受け入れのできない期間を5年に）
- ・早期帰国制度の導入
- ・再研修・再技能実習の制度化

外国人の生活環境の整備

- ・相談窓口の開設、日本語学習機会の提供など地域の役割の強化、居住環境の改善や子弟教育の充実・支援
- ・社会保障制度の改善・充実（外国人だけに適用されている公的年金の脱退一時金制度の抜本的見直し、健康保険加入促進策を検討）

日系人の入国、就労に伴う 課題の解決

- ・日本で安定的に職が得られる者に限り在留資格を与えるなど留資格制度の見直し
- ・日本語教育の機会の提供、社会保険への加入促進、子弟教育の促進など生活環境の整備

受け入れ施策と整合性の取れた 不法滞在者・治安対策

- ・不法滞在者の摘発とともに、在留特別許可の条件緩和等による不法滞在者の合法化
- ・外国人受け入れ施策と整合性ある治安対策の実施



5. 地域における多文化共生推進の必要性

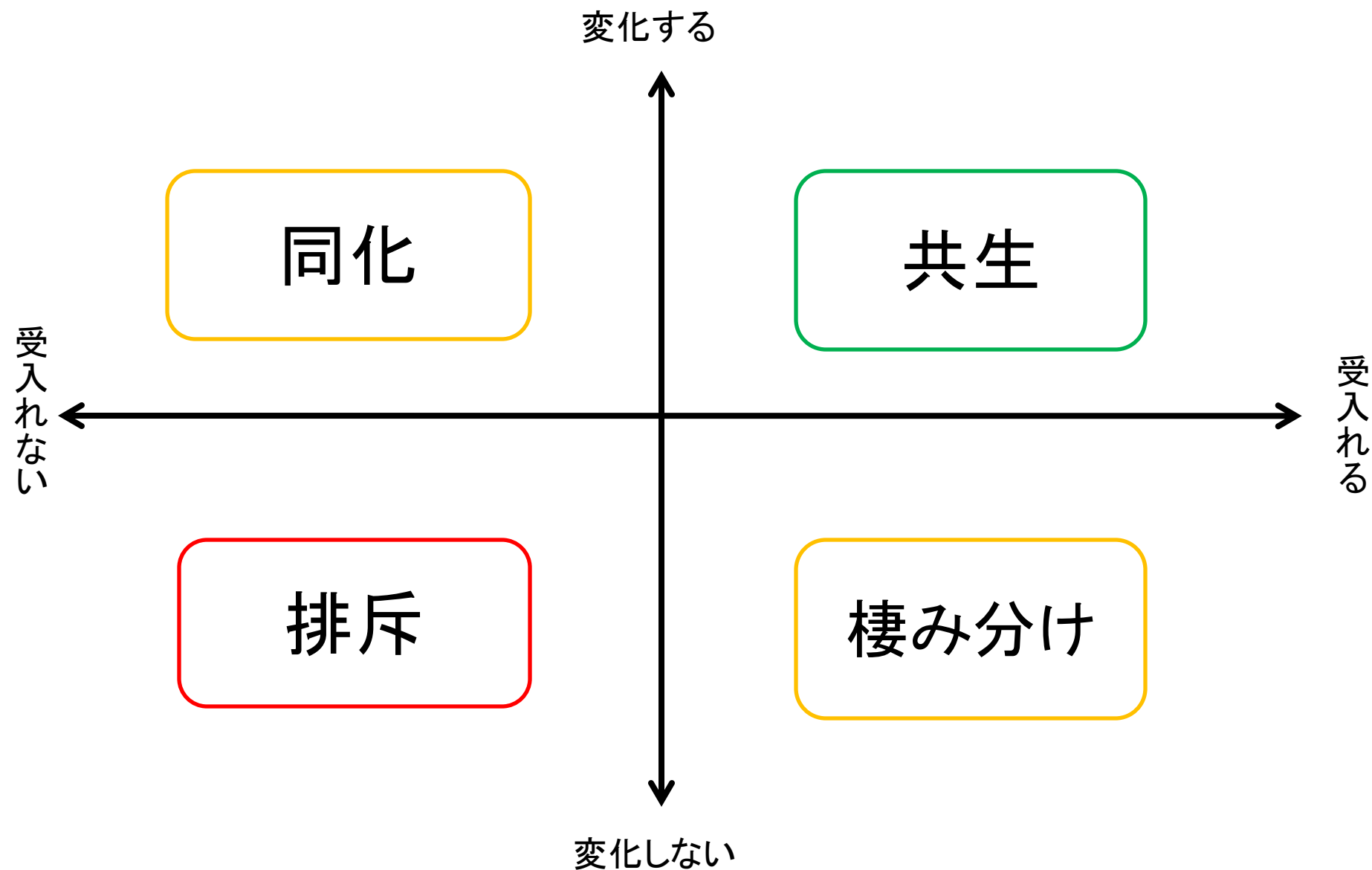
外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者・地域住民として認識する視点が日本社会には求められており、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要である。すなわち、従来の外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会のあり方として、国籍や民族のちがいを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増しているのである。

前述のように、今後、日本の総人口は急速に減少していくことが予想される。グローバル化の進展により、人の国際移動がますます活発になる中で、社会の活力を維持するためには、外国人を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であり、地域において多文化共生を推進する必要性はより一層高まることとなろう。

そこで、本研究会においては、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、その推進について検討を行った。

なお、この定義からもわかるとおり、多文化共生を推進していくためには、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切である。

「多文化共生」とは？



① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保 等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

② 生活支援

居住 多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

教育 学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

労働環境 ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

医療・保健・福祉 問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

防災 平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発 日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

外国人住民の自立と社会参画 キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

担当部署の設置、指針・計画の策定

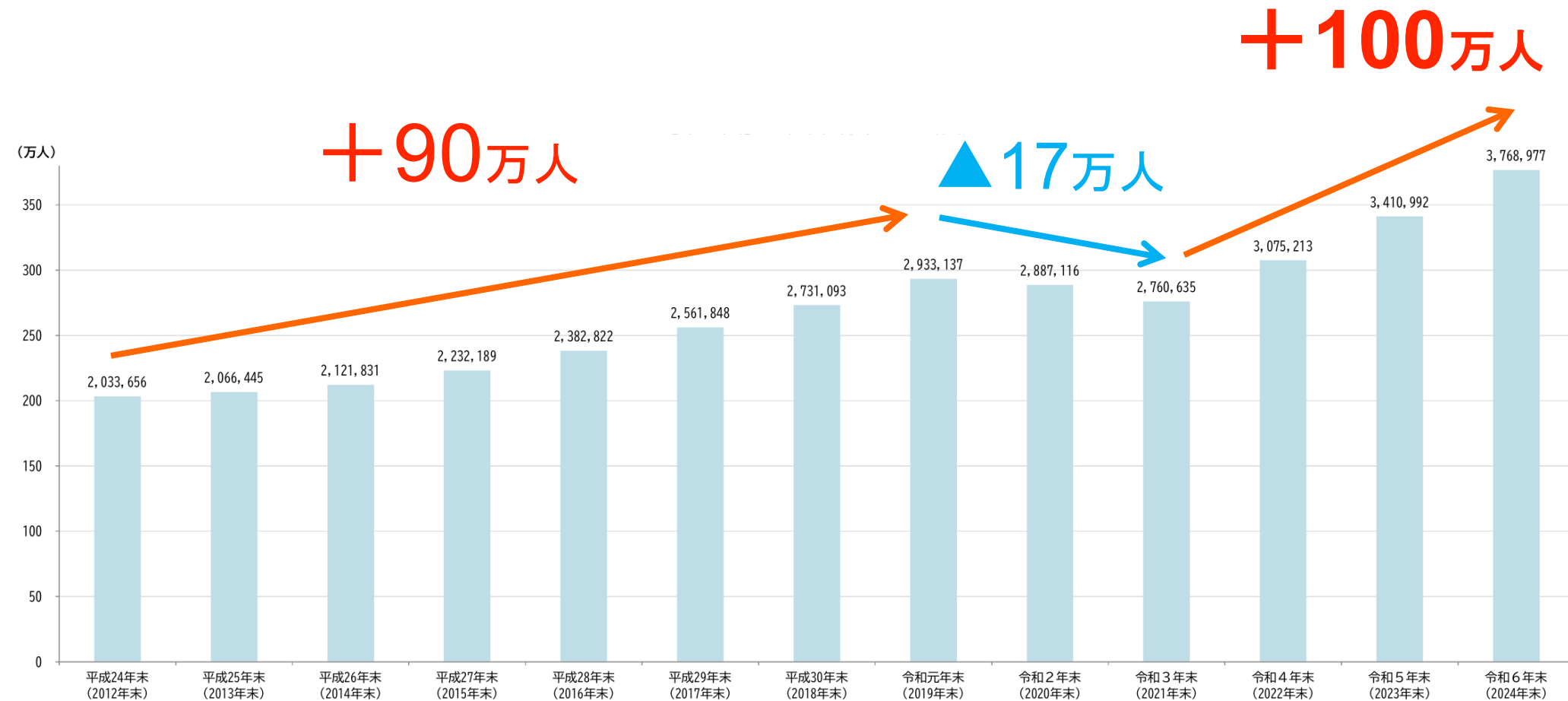
地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

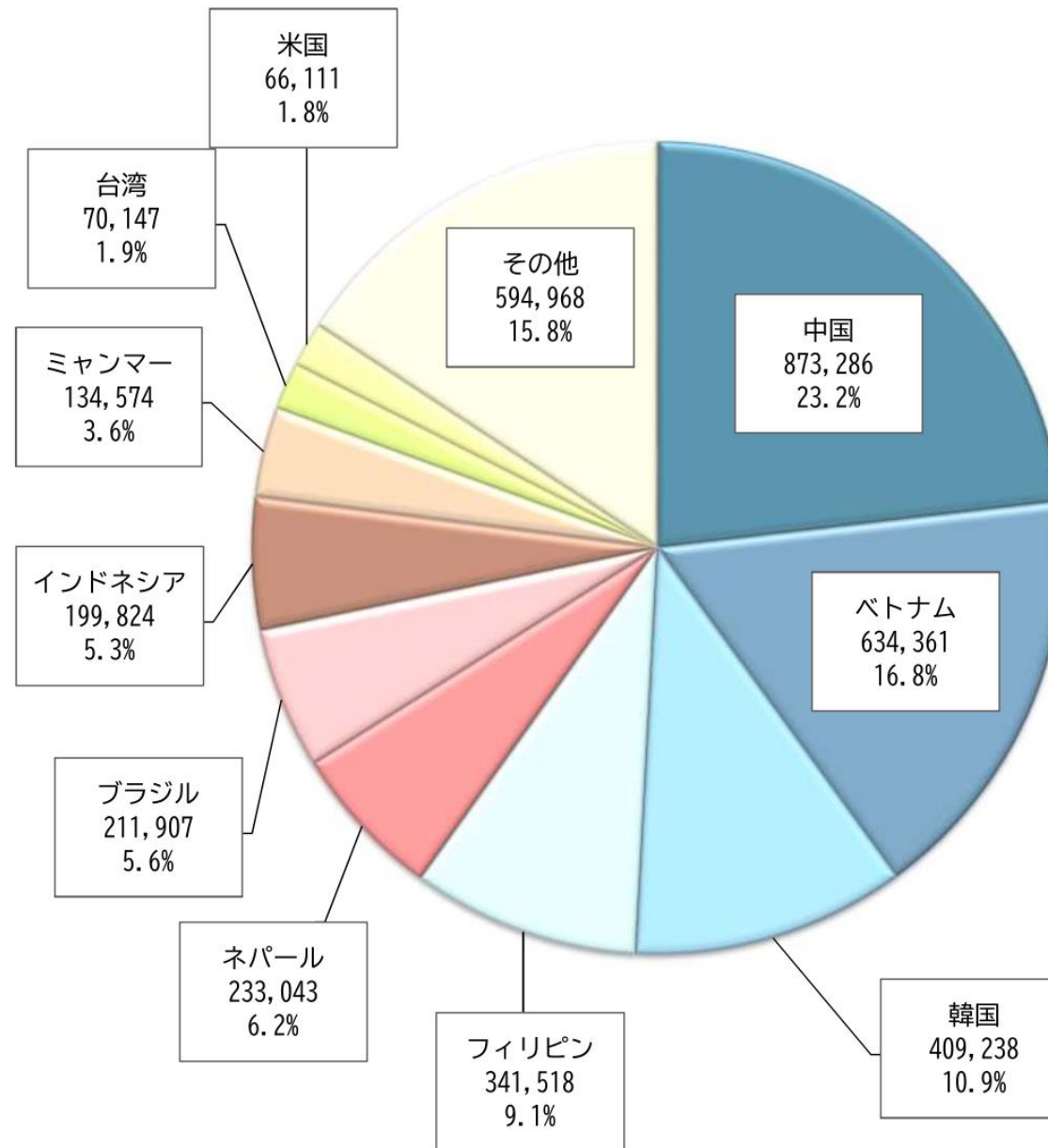
国の役割、企業の役割の明確化

国：外国人受け入れの基本的考え方、オリエンテーション 等
企業：企業の社会的責任の履行

在留外国人数の推移(全国)



国籍・地域別在留外国人の割合(全国)



就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

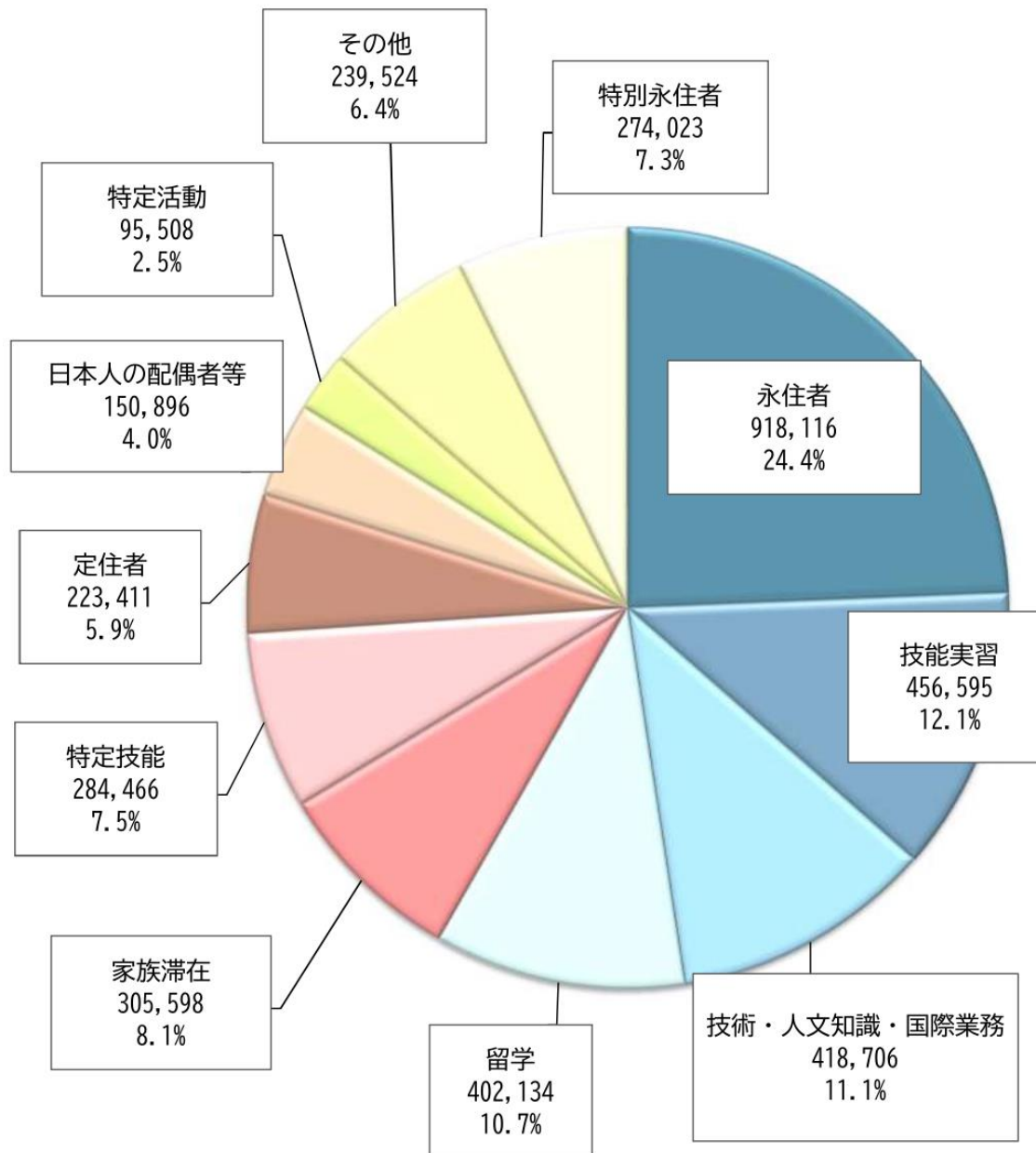
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

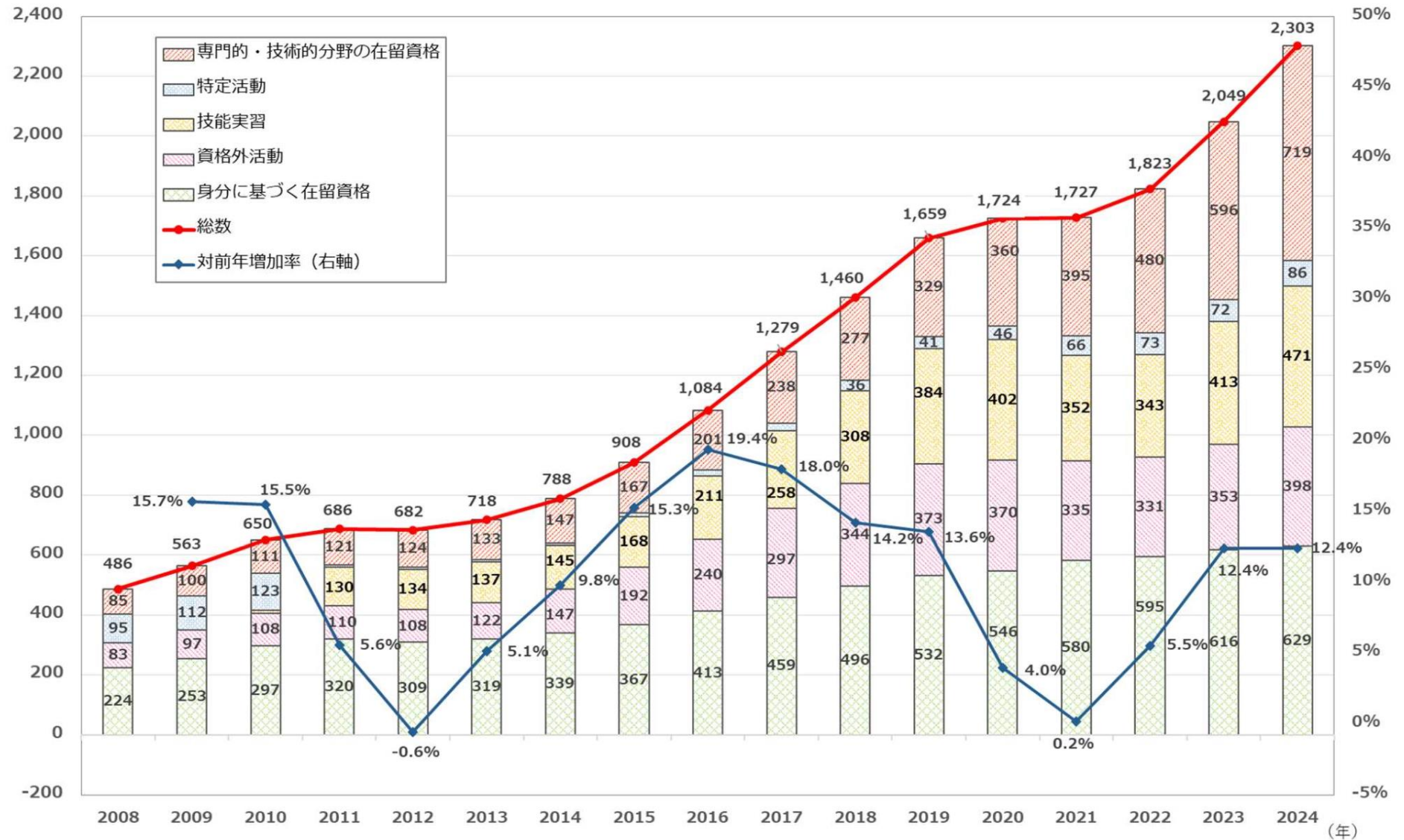
在留資格別在留外国人の割合(全国)



在留資格別外国人労働者の割合(全国)



(単位：千人)





「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末現在）

～外国人労働者数は約230万人。過去最高を更新。～

○ 国籍別の状況（P 6）

労働者数が多い上位3か国

・ ベトナム	570,708 人	（全体の 24.8%）	〔前年 518,364 人〕
・ 中国	408,805 人	（ 同 17.8%）	〔 同 397,918 人〕
・ フィリピン	245,565 人	（ 同 10.7%）	〔 同 226,846 人〕

対前年増加率が高い主な3か国

・ ミャンマー	114,618 人	（前年比 61.0%増）	〔前年 71,188 人〕
・ インドネシア	169,539 人	（ 同 39.5%増）	〔 同 121,507 人〕
・ スリランカ	39,136 人	（ 同 33.7%増）	〔 同 29,273 人〕



- 2033年までに外国人留学生の受入れ年間40万人
- 卒業後の国内就職率6割等の実現
- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消
- 人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設
- 特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用
- マイナンバーカードと在留カードの一体化
- 日本語教育の推進体制の大幅な強化・拡充
- 外国人児童生徒等の就学促進
- 難民に準じて庇護すべき者に対して適切な支援を実施



基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。

それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。

主な施策

1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）



令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和6年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（105施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組



1. 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

<策定経緯>

- ・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、ロードマップを策定。

<概要>

- ・我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すもの。

<対象期間>

- ・5年間（令和4年度から令和8年度まで）
- ※ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じた施策の見直し

令和 7年 6月 6日 ロードマップ（令和7年度一部変更）※105施策

（参考）

令和 4年 6月14日 ロードマップ策定 ※101施策

2. 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

<策定経緯>

- ・在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していくという観点から策定。

<概要>

- ・受入れ環境を整備する観点から、短期的な課題に対応するため、改訂を重ねながら内容の充実を図るもの。

<対象期間>

- ・毎年改訂

令和 7年 6月 6日 総合的対応策（令和7年度改訂）※218施策

（参考）

平成30年12月25日 総合的対応策策定 ※126施策

令和4年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】

（1）ロードマップと重複する施策

ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。

（2）ロードマップと重複しない施策

中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、 不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(1) 電子渡航認証制度(正式略称: JESTA(※))の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※) 被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(3) 難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※) B案件: 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。

JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(5) 護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

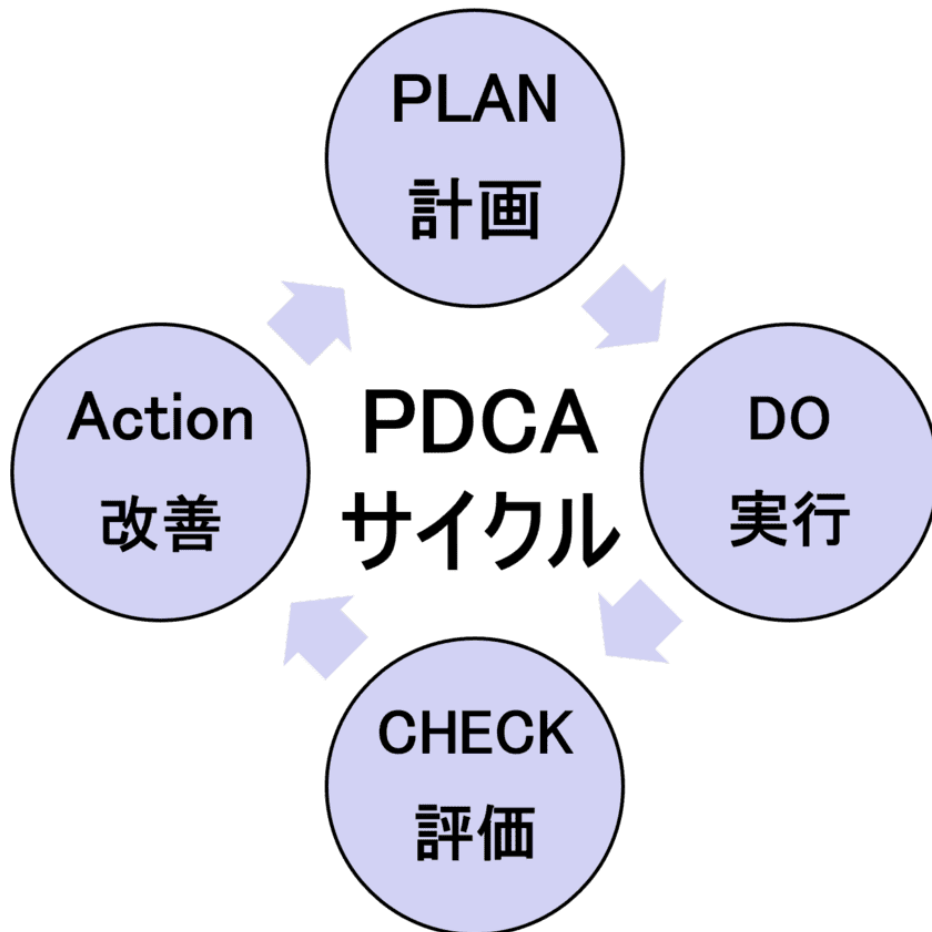
(7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

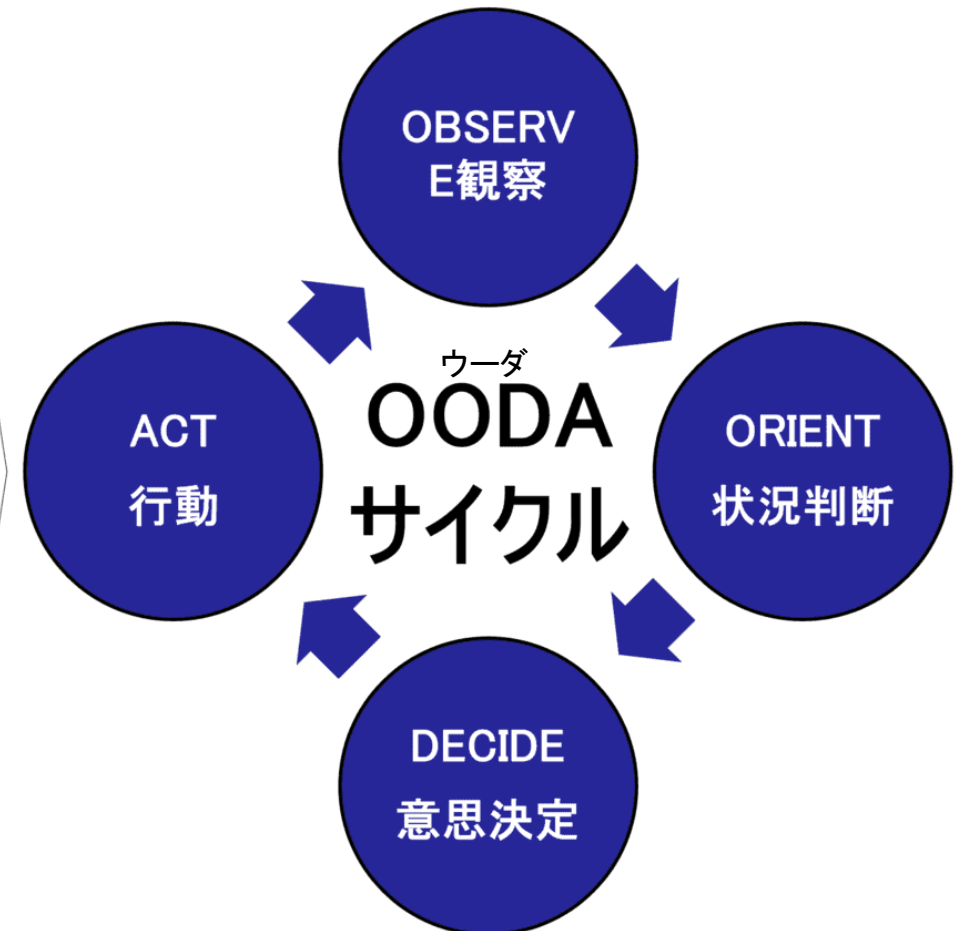
福井県への期待① 計画に縛られない柔軟な取組を！

予測可能な時代



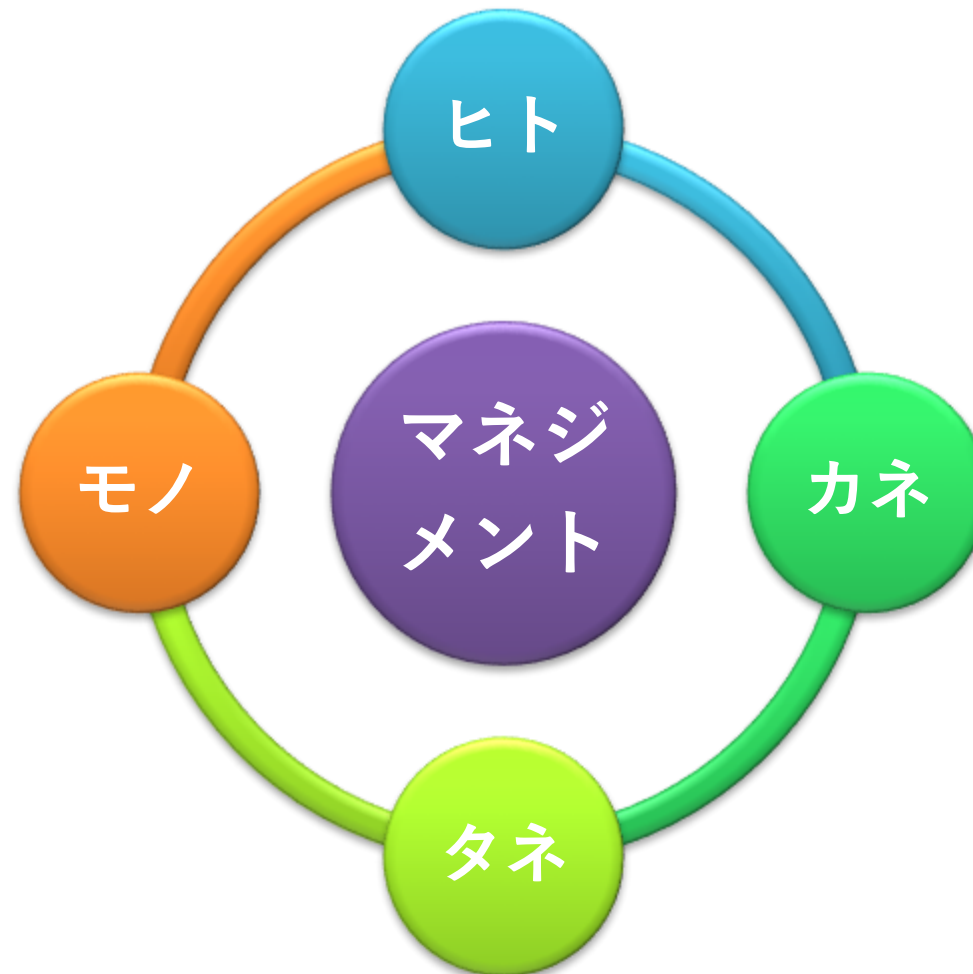
ヴァーカ VUCAの時代

Volatility (変動)
Uncertainty (不確実)
Complexity (複雑)
Ambiguity (曖昧)



福井県への期待② 社会資源の収集・整理・活用を！

将来を見据えて、必要な社会資源を発掘・創出・育成し、
地域課題の**早期発見と拡大防止**
そして**多様性豊かなまちづくり**につなげる



多文化共生＝

× 外国人支援

× 人手不足の穴埋め

○ 地域づくり